

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業の変更の届出について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第5条第5項の規定により、特定地域づくり事業変更届出書が提出されたので、同法同条第6項の規定により公示します。

（変更年月日：令和6年10月1日）

事 項	変更前	変更後
住 所	山梨県北都留郡丹波山村892番地	山梨県北都留郡丹波山村1256番地
事務所の所在地	山梨県北都留郡丹波山村892番地	山梨県北都留郡丹波山村1256番地